

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る 公平かつ安定的な制度の確立

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化
を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、
公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース) 1

社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる增收分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 消費税率引上げによる增收分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向けられることになる。

<改革を織り込んでいない姿>

社会保障4経費
(国・地方)
37.8兆円

差額
26.6兆円

消費税収4%分
(国・地方)
(現行の地方
消費税除く)
11.2兆円

37.8兆円

社会保障4経費
(国・地方)
44.5兆円

社会保障の充実
2.8兆円
消費税引上げに伴う増
0.8兆円
年金国庫負担1/2等
3.2兆円

<改革を織り込んだ姿>

差額
19.3兆円

2.8兆円
0.8兆円
3.2兆円
7.3兆円
後代への負担の
つけ回しの軽減
消費税収4%分
(国・地方)
(現行の地方
消費税除く)
11.2兆円

消費税率
14.0
5%
兆円
引上
げ分

全て
社会
保障
財
源
化

充実
1%
安定
4%

(注1)社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注2)計数は、2017年度時点の見込み。

(注3)上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4)引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。 2